

第4章 「学びの場」の柔軟な見直し等

就学時に、小学校段階6年間、中学校段階3年間の学びの場がすべて決まってしまうのではなく、子供の発達程度、適応の状況、学校の環境等を勘案しながら柔軟に転学等ができることを、関係者の共通理解とすることが重要である。そのため、定期的に教育相談や個別の教育支援計画に基づく関係者による会議などを行い、必要に応じて個別の教育支援計画を見直し、就学先等を変更できるようにしていくことが必要である。また、直接関係する教職員以外にも、このような柔軟な転学等についての理解が進むよう、周知を図ることが重要である。

さらに、特別支援学校は都道府県教育委員会に設置義務があり、小中学校は市町村教育委員会に設置義務があることから、密接に連携を図りつつ、同じ場で共に学ぶことを追求するという姿勢で対応することが重要である。その際に、必要に応じ「教育支援委員会（仮称）」等の助言を得ることが望ましい。

なお、小中学校と特別支援学校間の転学が行われる場合においては、学校教育法施行令第18条の2により、保護者及び専門家からの意見聴取を行わなければならないことに留意する必要がある。

1 継続的な教育相談の実施

(1) 個別の教育支援計画の定期的な見直しを通じた継続的な教育相談

特別支援教育は、子供一人一人の教育的ニーズに応じて適切な指導や必要な支援を行うことを理念とするものであり、子供の障害の状態の変化等に応じて適切な教育を行うためには、就学時のみならず就学後も引き続き教育相談を行う必要がある。

小学校や特別支援学校就学後、障害の状態の変化や適切な指導や支援を行う場の検討の結果、就学先を変更することが適切と考えられる子供もいる。このような、子供の教育的ニーズ等の変化に継続的かつ適切に対応するため、特別支援学校や小中学校において個別の教育支援計画の作成・活用を推進し、その内容の充実を図るとともに、同計画を定期的に見直すことを通じて、継続的な教育相談を行う必要がある。

なお、継続的に教育相談を行うことが、保護者によっては精神的あるいは生活上の負担と受け止められる場合もある。これらの相談は、保護者を説得するためのものではなく、子供の成長を確認し、喜び合うものであるという認識が共有されるよう、努力する必要がある。

このように就学後も継続的に教育相談・指導を行うことにより、就学先の変更を含め、子供の一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援の方法等を定期的に見直すことが必要である。

(2) 継続的な教育相談を行うための体制

障害の状態等の変化による、特別支援学校から小中学校、又は小中学校から特別支援学校への転学については、いずれも、校長の思料により、その検討が開始される。(学校教育法施行令第6条の3第1項、第12条の2第1項)

このため、小中学校及び市町村教育委員会に加え、特別支援学校及び都道府県教育委員会においても、継続的な教育相談を行うための体制が必要となることに留意する必要がある。

り、各学校における校内委員会等の体制整備や、教育委員会による専門家チームの派遣や定期的な巡回教育相談等を通じた、各学校への支援が必要である。

なお、障害のある子供については、学校に加え、放課後等デイサービス等の放課後支援機関で過ごす時間も長い場合があることから、学校や教育委員会関係者が、普段から放課後等デイサービスの事業者等との連携を図ることも、継続的な教育相談を行う上で有用である。

また、「教育支援委員会（仮称）」等については、既存の就学指導委員会に対し、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、その機能の拡充を図るものであるが、児童生徒の就学後の「学びの場」の変更等についての助言も、その役割に含まれることに留意する必要がある。

2 就学先の検討, 変更

(1) 特別支援学校から小中学校への転学

特別支援学校に在学する児童生徒について、その障害の状態等の変化により小中学校への就学が適当であると思料する場合には、当該特別支援学校の校長は、その旨を、都道府県教育委員会を經由して市町村教育委員会へ通知する。（学校教育法施行令第6条の3第1項、第2項）

市町村教育委員会は、これを踏まえ、当該児童生徒について再度就学先の検討を行い、新たに小中学校へ就学させるか、引き続き特別支援学校に就学させるかの判断を行う。（学校教育法施行令第6条第3号、第6条の3第3項）

なお、この他に、特別支援学校に在学する児童生徒が視覚障害者等でなくなった場合においても、特別支援学校に在籍する児童生徒に対して、小中学校への就学通知が発出されることとなる。（学校教育法施行令第6条の2第1項）

(2) 小中学校から特別支援学校への転学

小中学校に在学する障害のある児童生徒について、その障害の状態等の変化により、これらの小中学校に就学させることが適当でなくなったと思料する場合には、当該小中学校の校長は、その旨を、市町村の教育委員会へ通知する。（学校教育法施行令第12条の2第1項）

市町村教育委員会は、これを踏まえ、当該児童生徒について再度就学先の検討を行い、特別支援学校へ転学させるか、引き続き現在の小中学校に就学させるか、新たな別の小中学校へ転学させるかの判断を行う。（学校教育法施行令第12条の2第2項、第3項、第6条第6号）

なお、この他に、小中学校に在学する児童生徒が新たに視覚障害者等となった場合においても、その旨が校長から市町村教育委員会に対して通知される。（学校教育法施行令第12条第1項）

その上で、当該児童生徒について、視覚障害者等となったことにより、これらの小中学校に就学させることが適当でなくなったと思料する場合には（思料する場合に限り）、当該小中学校の校長は、その旨を、併せて市町村教育委員会に通知する。市町村教育委員会は、これを踏まえ、同様に、当該児童生徒について再度就学先の検討を行う。（学校教育法施行令第12条第2項、第3項、第6条第5号）